

★平成29年10月改訂版 実務家のための 相続税ハンドブック 正誤表

書籍の該当箇所には貼り付けてご使用頂けるものもご用意しております。右欄の「貼付用」をクリックして下さい。

	誤	正	更新日	書籍 貼付用 正誤表
P122	(2) 割引発行の公社債 <input type="text"/>		2017年 11月25日	貼付用
	$\left\{ \quad \quad \quad \left(\quad \quad \quad \right) \times \frac{\quad \quad \quad}{100} \right\} \times \frac{\quad \quad \quad}{100}$			
P239	経営贈与承継期間後の猶予期限	→ 財産 剰余金の配当があった	2018年 7月10日	貼付用

(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html>)

株式会社コントロール社

■ 公社債等の評価 (%)

上記以外	$\left\{ \begin{array}{l} \text{発行価額} + (\text{券面額} - \text{発行価額}) - \text{償還差益に係る} \\ \text{源泉所得税相当額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{発行日から課税} \\ \text{時期までの日数}}{\text{発行日から償還} \\ \text{期限までの日数}}$ <p>割引金融債を評価する場合、売出価額に、源泉所得税相当額が含まれていますので、「発行価額=売出価額-源泉所得税相当額」となります。</p>
------	---

$$\left\{ \begin{array}{l} (\quad) \end{array} \right\} \times \frac{\quad}{\%S}$$

経営贈与承継期間後の猶予期限

⑤ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部の譲渡等をした場合	猶予中贈与税額のうち、一定の金額
A 認定贈与承継会社が合併により消滅した場合	
B 認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合	
C 認定贈与承継会社が吸収分割承継会社等の株式等の配当とする会社分割をした場合	
D 認定贈与承継会社が株式等以外の財産の交付がある組織変更をした場合	

